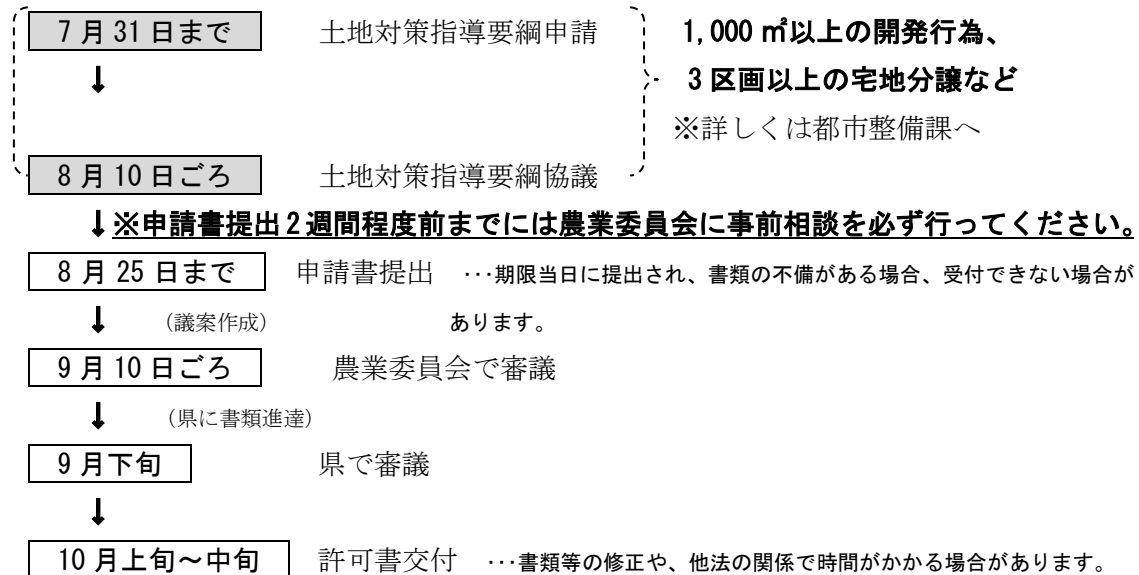


# 農地法第4条、5条の許可申請手続きについて

## 受付〆切について

- ・毎月25日（閉庁日の場合は直前の営業日）が受付〆切です。
- ・許可までのスケジュール（8月申請の例、順調に進んだ場合）



## 申請書について

- ・申請書は書き損じや訂正のないようにしてください。
- ・申請書の「耕作者」欄は、不耕作地であっても、他者に貸していなければ所有者本人の氏名を記載してください。（「耕作する権利のある者」という意味で）
- ・申請地について、農振農用地、他者との貸借関係、農業者年金の経営移譲対象地、相続税・贈与税の納税猶予対象地がないか確認し、必要な手続きをとってください。
- ・土地登記簿謄本の所有者の住所表記が現住所と異なる場合は、登記簿記載の所有者が本人であると分かるよう、住民票等の書類を添付してください。  
（例：古賀町大字久保〇〇〇番地〇 ⇒ 古賀市花見東〇丁目〇〇番〇〇号）
- ・農業委員が捺印する申請書のかがみも提出書類のひとつです。
- ・代理人がある場合は委任状が必要です。委任状に申請書類に関する連絡先（代理人の電話番号等）を記入してください。

## 事業計画等について

- ・事業計画書、被害防除計画は、転用目的により様式が異なります。ご不明な場合は、窓口にお問い合わせください。

## 資金計画について

- ・**資金計画書**は、必要に応じ**見積書**を添付してください。また資金計画で必要となる金額以上の調達の見込があることがわかる**残高証明書**・**融資証明書**等を添付してください。
- ・**融資証明書**は、当該転用による地目変更を前提としたものでないよう注意してください。  
(地目変更登記に必要な**現況証明**は、計画通りに事業が**実施された後**の発行となります)

## 図面等について

- ・**位置図**は、市役所等との位置関係がわかる**市域図**と周辺の見取り図を添付してください。  
申請地は朱書明示してください。
- ・**字図**は、申請地を朱書し、**隣接する土地の地目・所有者**を記載してください。  
申請地(農地)以外の事業用地がある場合は青色の線で範囲を囲って記載してください。
- ・**現況平面図**・**計画平面図**ともに**断面図**の切断線を明示し、「A-A'、B-B'」などの記号を表示してください。また、進入口等を基準とした要所地点の**高さ**を表示してください。
- ・**断面図**は、現況・計画ともに平面図の切断線や記号と対応させ、**盛土・切土の高さ**を表示してください。
- ・**現況平面図**・**計画平面図**ともに、複数の筆の申請の場合は、**筆の境界線**を記入してください。また、**道路幅員**を記入してください。
- ・**計画平面図**には、建物の**規模**(床面積など)と**構造**(鉄骨造、バラス敷、アスファルト舗装など)を記入してください。
- ・**計画平面図**には、**雨水・汚水**の排水経路を表示してください。駐車場・資材置場などの広い面は、雨水の**流下方向の矢印**を表示してください。また、**給水**についても記入してください。

## 道路・河川、里道・水路等について

- ・申請地内の雨水・汚水の排水流末の**水路や河川**に手を加える場合や、**水路を渡る橋**を設ける場合、道路の**法面に盛土**を行う場合等は、手続きが必要です(建設課窓口へ)。
- ・転用区域内に**里道・水路**等の法定外公共物がある場合は、用途廃止や払下げ、付け替え等の手続きを行ってください(建設課窓口へ)。
- ・これらの手続きに関する**確約書**を添付してください。

## 土地対策指導要綱について

- ・**1,000㎡以上**のもの又は**3戸以上**の住宅の場合は、土地対策指導要綱の対象であり、関係各課との調整が必要であり、**農地転用申請の前**に協議が既に整っていることが必要です。
- ・詳しくは都市整備課にお問い合わせください。

## 歴史文化財について

- ・古賀市内には遺跡等の文化財が多く分布しており、手続きが必要な場合があります。詳しくは、歴史文化財課(古賀市立図書館2階・092-940-2683)へお問い合わせください。